役職員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人あおば会（以下「この法人」という。）の定款に基づき、役員及び評議員、その他職員等の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　役員とは、理事及び監事をいう。

（２）　その他職員等とは、苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員をいう。

（３）　常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

（４）　評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれるものをいう。

（５）　報酬とは、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

（６）　費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給基準）

第３条　この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

３　その他職員等には、その職務を遂行した場合、又は、会議に出席した場合に報酬を支給することができる。

４　常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

５　その他職員等で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される会議等に出席した場合は、その他職員等に準じて報酬を支給する。

（報酬等の額の決定）

第４条　この法人の全理事の報酬総額は、年間 150 万円以内とする。

２　この法人の全監事の報酬総額は、年間 50 万円以内とする。
３　この法人の常勤理事の報酬月額は、支給しない。
４　非常勤理事に対する報酬は、別記 1「非常勤理事の報酬（日額)」に定める額とする。
５　非常勤、常勤の有無にかかわらず、監事の報酬月額は、支給しない。
６　非常勤監事に対する報酬は、別記 2「非常勤監事の報酬（日額)」に定める額とする。
７　評議員の報酬は、別記 3「評議員の報酬（日額)」に定める額とする。
８　その他職員等の報酬は、別記 4「その他職員等の報酬（日額)」に定める額とする。

（費用弁償）
第５条　この法人は、役員及び評議員、その他職員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。ただし、主たる事務所の所在地で理事会及び評議員会等の法人運営に関わる会議が開催される場合は、交通費は支給しない。
２　常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができ、その計算方法は、通勤費支給基準（給与規程）に準ずる。
３　役員及び評議員、その他職員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費基準（旅費規程）に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）
第６条　役員及び評議員、その他職員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、常勤理事に交通費を支給する場合は、毎月 25 日に支払う。但し、支給日が休日もしくは金融機関の休日に当たるときは、その前日、またはその日に最も近い休日でない日とする。

（報酬等の支給方法）
第７条　報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）
第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

（補足）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

別記１「非常勤理事の報酬（日額)」

職名	報酬額	用　　途
理事長 理　事	8,000 円	・ 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等の法人運営に関わる会議に出席 ・ 法人運営の執行業務

※ 一人一律で謝金として支給する。

別記２「非常勤監事の報酬（日額)」

職名	報酬額	用　　途
監　事	8,000 円	・ 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等の法人運営に関わる会議に出席 ・ 監事監査業務及び法人運営調査や相談業務

※ 一人一律で謝金として支給する。

別記３「評議員の報酬（日額)」

職名	報酬額	用　　途
評議員	8,000 円	・ 評議員会等の法人運営に関わる会議に出席 ・ 法人運営監督業務

※ 一人一律で謝金として支給する。

別記４「その他職員等の報酬（日額)」

職名	報酬額	用　　途
苦情対応第三者委員	8,000 円	・ 苦情、要望等に係る対応業務
評議員選任・解任委員	8,000 円	・ 評議員選任・解任委員会に出席

※ 一人一律で謝金として支給する。